

仙台市消防局訓令第六号

仙台市消防職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市消防局長 千葉 弘 樹

仙台市消防職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

仙台市消防職員被服等貸与規程（昭和六十二年仙台市消防局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

現 行					改正後						
別表第一（第二条、第八条関係）					別表第一（第二条、第八条関係）						
区分	品目	数量	期間	備考	区分	品目	数量	期間	備考		
消防吏員	消防長章	1	永年	消防長章については、消防長に限る。	消防吏員	消防長章	1	永年	消防長章については、消防長に限る。		
	襟章	2	永年			襟章	1	永年			
	消防手帳	1	永年			消防手帳	1	永年			
	消防職員証	1	永年			消防職員証	1	永年			
	名札	1	永年			名札	1	永年			
	階級章	金属製	2			総務部長が定める期間	階級章	金属製		2	総務部長が定める期間
		布製	2					布製		2	
	救助隊員章	1				救助隊員章	1				
	防火帽	1				防火帽	1				
	防火衣	1				防火衣	1				
	警笛	1				警笛	1				
その他の職員	消防職員証	1	永年	その他の職員	消防職員証	1	永年				
	名札		1		永年	名札		1	永年		
		活動服	上衣		1		5年	活動服	上衣	1	5年
		ズボン	1		5年		ズボン	1	5年		
	エンブレム		1		5年	消防隊章		1	5年		
	業務帽		1		5年	業務帽		1	5年		
	保安帽		1		6年	保安帽		1	6年		
	活動用ベルト		1		5年	ベルト（活動用）		1	5年		
	作業靴		1		5年	靴（作業用）		1	5年		
	作業用手袋		1		1年	手袋（作業用）		1	1年		
	防寒ジャンパー		1		5年	防寒ジャンパー		1	5年		
別表第二（第二条、第八条関係）					別表第二（第二条、第八条関係）						
品目					品目						
男子冬帽					冬帽						
女子冬帽					〔削る〕						
男子盛夏帽					盛夏帽						
女子盛夏帽					〔削る〕						
業務帽					業務帽						
保安帽					保安帽						
男子冬服		上衣			〔削る〕						
		ズボン									
女子冬服		上衣			冬服		上衣				
		ズボン					ベスト（女性に限る。）				
		ベスト					ズボン				
男子盛夏服		上衣			〔削る〕						
		ズボン									
女子盛夏服		上衣			盛夏服		上衣				
		ズボン					ベスト（女性に限る。）				
		ベスト					ズボン				
活動服		上衣			活動服		上衣				

	ズボン
<b>冬救急服</b>	上衣
	ズボン
<b>盛夏救急服</b>	上衣
	ズボン
救助服	上衣
	ズボン
<b>冬航空服</b>	上衣
	ズボン
<b>盛夏航空服</b>	上衣
	ズボン
防寒ジャンパー	
雨衣	上衣
	ズボン
ワイシャツ	
ネクタイ	
エンブレム	
消防隊章	
救急救命士章	
救急隊員章	
特別機動救助隊章	
特別消防隊章	
航空隊章	
航空隊員章	
手袋	礼式用
	消火活動用
	作業用
ベルト	制服用
	活動用
靴	執務用
	作業用
	消火活動用
	救急用
	航空用
<b>ブラウス</b>	
半袖シャツ	
長袖シャツ	
寝具	

	ズボン
<b>救急服</b>	上衣
	ズボン
<b>[削る]</b>	
救助服	上衣
	ズボン
<b>航空服</b>	上衣
	ズボン
<b>[削る]</b>	
防寒ジャンパー	
雨衣	上衣
	ズボン
ワイシャツ	
ネクタイ	
エンブレム	
消防隊章	
救急救命士章	
救急隊員章	
特別機動救助隊章	
特別消防隊章	
航空隊章	
航空隊員章	
手袋	礼式用
	消火活動用
	作業用
ベルト	制服用
	活動用
靴	執務用
	作業用
	消火活動用
	救急用
	航空用
<b>ポロシャツ</b>	
半袖シャツ	
長袖シャツ	
寝具	

**附 則**

**(施行期日)**

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

**(経過措置)**

2 改正前の別表第二の規定による冬救急服及び盛夏救急服は、改正後の別表第二の規定にかかわらず、令和十二年三月三十一日まで  
の間、なおこれを使用することができる。

(消防局総務部管理課)